

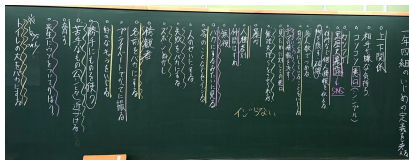
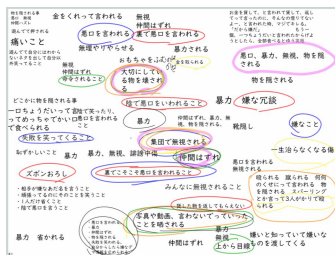
いじめをなくそう仲良し月間(5月)

「クラスのいじめ定義を考えよう」

生徒たちは「自分がされたら嫌なこと」を起点に、何がいじめに該当するのかを話し合い、それらを防ぐための学級ルールについて意見を交わしました。

いじめの定義(文部科学省から)

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。



定義を学ぶだけでなく、自分たちの身の回りの言葉に置き換えることで、誰もが安心して過ごせるクラスづくりへの意識を高めることができました。